



市内において活動する民間の非営利団体へ

2017年度
地域づくり市民活動応援助成事業
募集要項



社会福祉法人 加古川市社会福祉協議会

この助成事業の一部は共同募金配当金です。



《趣旨》

加古川市社会福祉協議会（以下、本会）は、福祉目標である「ささえあい 地域で見守るまちづくり」を目指し、地域にある福祉課題の改善・解決に取り組んでおります。

そのため、加古川市内で福祉活動を目的としたボランティア活動団体・市民活動団体に対し、共同募金配分金による助成金の交付を行うことで、よりよいまちづくりや地域課題を解決する活動に、効果的に活用されるしくみの構築を図って参りたいと考えております。

1. 助成対象団体

- ① 地域社会に貢献する法人格をもたない非営利のボランティア活動団体・市民活動団体であること。
- ② 活動の本拠地及び活動地域が加古川市内であること。
- ③ 活動目的・内容がメンバー間に限定されず公益性を持っていること。
- ④ 政治、宗教、宣伝、売名行為等の目的でない活動であること。

2. 対象となる事業

- ① 2017年4月1日から2018年3月31日までの間に実施する地域づくりを目的とする事業、活動。
 - ・地域におけるボランティア・市民活動（開設も含む）への助成
 - ・高齢者への支援活動、居場所づくり
 - ・その他コミュニティづくりに関する事業
- ② 2年連続の申請は、**原則助成対象外**です。
- ③ 本会からの他の助成事業を受けている場合、**原則助成対象外**です。

3. 助成金額

申請内容を審査の上、下記の内容で助成の決定を行います。

基本コース：1 団体につき 5 万円を上限に助成（20 団体程度）

審査方法 書類選考

※活動の基盤づくりや運営の安定のための助成です。

発展コース：1 団体につき 10 万円を上限に助成（10 団体程度）

審査方法 書類選考 プレゼンテーション

※活動の拡大や活動の展開をするための助成です。

4. 助成対象期間

2017年4月1日から2018年3月31日の1年間の活動に対して助成します。

5. 応募方法

応募に際して、以下の事項にご留意の上、加古川市社会福祉協議会まで申請書を提出してください。

- ① 申請書は黒インクか黒ボールペンで記入してください。
- ② 一度提出いただいた申請書類の返却・差し替えはできません。
- ③ 応募内容について問い合わせする場合がありますので、必ず日中に連絡の取れる携帯電話などの電話番号を記載してください。

※提出前に必ず申請書のコピーをとり、手元に保管しておいてください。

申請受付締切日：2017年6月30日（金）必着

※締め切り後の受付はお受けできませんので、ご注意ください。



6. その他

- ① 採否の理由につきましての問い合わせには応じかねますのでご了解ください。
- ② 予算書の大幅な変更は認められませんので、ご注意ください。変更が必要になった場合は、事務局にご相談ください。
- ③ 助成決定後、法人格取得など、助成対象としての認められない状況になった場合、事務局までご連絡ください。それ以降の活動実施の助成金をご返金いただきます。
- ④ 活動が中断するなど、活動実施の状況が変化した場合も、助成金をご返金いただく場合がありますので、すみやかに事務局までご連絡ください。

7. 対象経費

対象となるもの

区分	内容（例）
① 事務消耗品	・事務用品(ノート、鉛筆、封筒、用紙、データ保存用のCDなど) ・写真代(使用目的の記載が必要) ・消耗品(ゴミ袋・ラップなど)
② 印刷製本費・ 通信費	・パンフレットやチラシ作成、会報などの印刷費用 ・切手・ハガキ代・宅配便代(メンバー間での連絡用を除く。)
③ 研究・研修費	・講座・研修の講師謝金、交通費を含む研修参加費(年間上限3万円) ※グループメンバーに支払われる講師謝金は対象外
④ 材料費	・活動に必要な材料費
⑤ 会場費	・施設利用料
⑥ その他	・備品(助成額の半額以内とする。)

※対象とならないもの

- ①グループメンバーの会費
- ②グループメンバーの飲食に係る経費
- ③グループメンバーのボランティア活動保険料

8. 申請書の提出先および問い合わせ先

〒675-0101

加古川市平岡町新在家1224-12

社会福祉法人 加古川市社会福祉協議会

(土日祝を除く、8:30~17:15)

電話 (079) 424-4318 FAX (079) 425-4711